

環境回復型農法研究会会則

(名 称)

第1条 この会は、「環境回復型農法研究会」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、山口市内におく。

(目 的)

第3条 この会は、自然環境を回復する農法を行う会員のネットワークを構築して、農法の奥義のサポートを行うことにより、誰もが安全安心農産物が安定生産できる技法を習得し、もって地域農業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 水質環境を回復しながら経済成長が可能な地域農業や地域産業を目指す
- ② 環境回復型農法成功実践者とその技法の紹介
- ③ 同農法に必要な各種資材の作り方と使い方の研究
- ④ 農畜産物とその加工食品の安全安心度合を測定する方法の習得
- ⑤ 次々と現われる成功者の実践活動の事例紹介
- ⑥ 安全安心農産物の消費者への直販方法の研究
- ⑦ その他本会の目的達成に必要な事項

(会 員)

第5条 この会の主旨に賛同し、次の会費を納めるものを会員とする。

年会費 無料。 但し、実践に必要な資材費等実費が必要

(役 員)

第6条 この会の運営ために、次の役員をおく。但し、無報酬とする

(1) 理 事 2人以上

(2) 監 事 1人以上

- 2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。
- 3 会長、副会長は、理事会において理事の互選により定める。
- 4 監事は、理事又は事務局を兼ねることができない。

(会 議)

第7条 この会の会議は、理事会及び総会とする。

(事務局)

第8条 この会の事務を処理するため、事務局に事務局長及びスタッフを置くことができる。

(その他)

第9条 この会則のほか、必要な事項は、理事会で協議のうえ決定する。

附 則

1 この会則は、平成 30年 4月 1日から施行する。